

中部運輸局

平成29年4月7日 14時00分発表

連絡先：中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 中山、久世、加藤
TEL 052-952-8038

乗合バス事業者に車両停止処分

中部運輸局及び岐阜運輸支局が平成29年1月25日、株式会社日本タクシーの本社営業所に立入り、特別監査を実施した結果、道路運送法等関係法令に違反する事実が確認されたことから、道路運送法第40条の規定に基づき事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1 事業者及び営業所

事業者名：株式会社日本タクシー

住所：岐阜県岐阜市鶴田町3丁目7番地の1

代表者：山田 久典

営業所：本社営業所

2 処分書を交付した日時及び交付場所

平成29年4月7日（金） 午前10時00分

中部運輸局 岐阜運輸支局（支局長：古屋 勝治）

岐阜県岐阜市日置江2648-1

3 行政処分の内容

事業用自動車の使用停止10日間（1両×10日間）及び文書警告

4 立入り監査を実施した端緒

当該事業者の本社営業所において、出庫点呼の際に乗務員が他の乗務員にアルコール検知器によるアルコールチェックの身代わりを頼み、自らはアルコールチェックを受けることなく事業用自動車の運転を行ったことが判明、当該事業者からその旨岐阜運輸支局に報告があったことから、当該事業者の本社営業所に対して立入監査（特別監査）を実施したものの。

5 確認された違反内容及び違反条項 ※（ ）内が違反条項

- ・点呼を確実に実施していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項）

- ・主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

- ・運行管理に関する業務の的確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

6 当該事業者の過去3年間の処分履歴

なし